

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5,000 円」を「54 万 5,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。